

令和6年(2024年)12月21日

ザ・フレンドシップ・フォース・オブ・西東京会則(改訂最終版)

(名称)

第1条 この会をザ・フレンドシップ・フォース・オブ・西東京(FFWT)と称し、事務局を置く。

(目的)

第2条 この会はフレンドシップフォースインターナショナル(FFI)本部の主導のもとに、世界の人々と交流し言葉・習慣・文化等の相互理解に努めて、友好親善を育み、もって、世界平和の実現にも貢献することを目的とする。
本会は非営利団体であり、会員はボランティアで運営することを基本とする。

(入会)

第3条 第2条の目的を理解し、新たに本会に加入を希望する者は、役員会の承認を得て会員になれる。

(退会・入会)

第4条 会員で退会もしくは休会しようとする者は年度末までに会長に文書で届出するものとする。

(再入会)

第5条 かつての会員で再入会しようとする者は会長に文書で届出するものとする。

(除名)

第6条 この会の目的に反したり、名誉を汚したりした者は、役員会の決議により除名することが出来る。

(会費)

第7条

- 1) 西東京クラブ会費は、入会金1人2,000円、年会費一人4,000円、二人目の家族会員からは2,000円とし、納入することを基本とする。但し、活動状況や収支状況によって会費は変更する場合がある。(細則参照のこと)
- 2) クラブ会員は、上記クラブ年会費のほか、フレンドシップフォース・インターナショナル(FFI)本部の年会費を納入する。(細則参照のこと)
- 3) 交流における渡航への参加は原則として会員に限る。年度途中で非会員のものが渡航を希望するときは、本クラブの会員になり、かつ事前にFFI年会費を納入し会員の資格を得てから渡航に参加できる。

(会員)

第8条 この会の会員は次のとおりとする。会員は、第2条の目的に賛同する西東京地区およびその近隣に居住する者を原則とし、会費納入者とする。

(賛助会員)

第9条 この会の趣旨に賛同し、協力する法人もしくは個人で、役員会の承認を得た者は賛助会員になれる。賛助会員は年会費として2,000円を納入する。

(役員)

第10条 この会に次の役員と会計監査を置く。

会長 1名、副会長、理事(事務局、会計等)若干名

以上の役員および会計監査は総会にて選出する。

役員及び監査役の任期は原則として1年とし、再選は妨げない。但し会長は最長4年までとする。

(役員の仕事)

第11条 会長はこの会の代表として会務を総括する。副会長は会長を補佐し、会長が事故ある時は職務を代行する。理事は会務を審議し、これを運営する。

(総会、役員会およびクラブミーティング)

第12条

1) 総会は毎年1回開催することが出来、必要に応じ過半数の会員の出席を得て臨時総会を開催することが出来る。

2) 総会の決議は出席者の過半数をもって決議する。

3) 役員会は役員をもって構成し会長が招集する。会長は必要に応じて役員外の会員の出席を求めることが出来る。

4) 受入れ、渡航、その他の具体的な活動計画は、全会員を対象にしたクラブミーティングにおいて検討する。

(委員会)

第13条 この会の事業を円滑に遂行するため、必要に応じて委員会を設けることが出来る。

(資産の構成および経費の支弁)

第14条 この会の経費は年会費、寄付金、その他の収入をもってこれに充てる。

(事業年度)

第15条 この会の事業年度は1月1日より12月31日までとする。

(規約の改廃)

第16条 この規約の改廃は総会もしくは臨時総会を兼ねたクラブミーティングの決議による。その他の細則は役員会もしくは総会にて定めることができる。

(発効日)

第17条 この規約の発効は1989年1月17日とする。

規約一部改正 2003年3月29日

規約一部改正 2011年2月6日

規約一部改正 2014年2月1日

規約一部改正 2015年1月25日

規約一部改正 2016年1月23日

規約一部改正 2018年2月4日

規約一部改正 2022年2月12日

規約一部改正 2024年1月23日

規約一部改正 2024年12月21日 (臨時総会にて承認済み)